

第18回大空町農業委員会総会議事録

令和3年12月24日 第18回大空町農業委員会総会は、大空町女満別研修会館大会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 小川 一 浩	2番 上 田 英 樹	5番 斎 藤 宏 幸
6番 森 賀 祐 司	7番 伊 藤 博 幸	8番 長 尾 照 幸
9番 渡 邊 恵 二	12番 増 子 昭 雄	13番 福 田 英 信
14番 原 本 勝 広	15番 遠 藤 哲 也	16番 石 原 せつえ
17番 佐 野 一 義	18番 渡 辺 誠	19番 高 橋 敬 義
20番 佐久間 仁	21番 仲 西 政 克	22番 岡 本 シゲ子
23番 丹 羽 真 治	24番 石 田 正 俊	

(2) 欠席者

3番 森 英 章	4番 佐 藤 廣 治	10番 福 田 重 幸
11番 真 鍋 剛		

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透	主 幹 石川 大樹	主 事 見延 洸太
主事補 河面 玲央		

第18回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第18回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 農業委員会憲章朗読につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
井上局長	<p>次に、石田会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日は、委員の皆さんにおかれましては、師走を迎え何かとお忙しい中、またお寒い中、足もとの悪い中、第18回農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>遅くなりましたが、去る12月8日に私と丹羽代理、渡邊農政委員長、井上事務局長とで、町長に農業委員会要望書を提出してきましたことをご報告申し上げます。</p> <p>さて、12月に入りまして突然に農業新聞におきまして、2022年から、5年間水を張らない転作畑に交付金を支払われないという報道がなされ、私も大変に驚いているところであります。女満別地区にも転作畑が約1,340ha程ありますことから、多くの農業者に影響を及ぼす大きな問題だと思っております。</p> <p>今後、当大空町農業委員会といたしましては、情報収集に努め、大空町及びJA等の各機関と連携し、農業者に少しでも不利益の生じないようにしていきたいと思っておりますので、皆様のご協力の程よろしくお願いいたします。</p> <p>今年の作柄であります、小麦におきましては、女満別の事になりますけれども過去最高収益となり、ビートにおきましては、干ばつの影響で一時はどうなることかと思いましたが、秋には持ち返しまして、t数でいきますと7t位、糖分は多少低く16%半ば程と聞いております。</p> <p>また、馬鈴薯・玉葱・長芋等は小玉傾向で、かなり減収したと聞いております。市況といたしましては、北海道全道的に出回り数量が少なく高値で販売されているものと聞いておりますので、少しは安心しているところでございます。本年は干ばつの影響もございまして、出来不出来の差が激しい年となりましたが、当初の心配をしていたより</p>

井上局長	<p>は、被害が小さく済んだのではないかと考えております。</p> <p>10月から異例の暖かさが続いておりましたが、17～18日に雪が降りまして、気温も一気に下がりました、やっと北海道の冬になったかなと思っているところでございます。あと1週間程で新しい年になりますが、皆様とご家族がご健勝で良き新しい年を迎えられることをご祈念いたしまして、総会前の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
石田会長	<p>11月25日開催の第17回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
井上局長	<p>ただ今より第18回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(午後1時36分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。</p> <p>事務局長。</p>
石田会長	<p>ただいまの出席委員は、19名であります。</p> <p>森委員、福田重幸委員、真鍋委員、佐藤委員から欠席の旨の連絡がありました。また、岡本委員から遅れて来る旨の連絡があったところでございます。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第4号までの合計46件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
石川主幹	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、12番増子委員、13番福田英信委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>

	<p>おり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和3年12月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】 この件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となります。図面については、1ページに掲載をしております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>（なしの声）</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なしの声）</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
見延主事	<p>【議案第1号利用権設定関係1番朗読】 この件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面については、2ページに掲載をしております。 なお、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>

石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号利用権設定関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係2番及び3番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第1号利用権設定関係2番及び3番朗読】</p> <p>この案件につきましては、借主の規模拡大に伴います新規案件となります。図面につきましては、3ページに掲載しております。なお、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。</p> <p>続きまして3番でございます。図面につきましては、4ページに掲載しております。この案件につきましても、借主の規模拡大に伴う新規案件でございまして、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 2 番及び 3 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 2 番及び 3 番について採決しま す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項」の規定によ り、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (〇〇委員退席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係 4 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 4 番朗読】 この案件につきましても、借主の規模拡大に伴う新規案件でござい ます。図面につきましては、5 ページに掲載しております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確 認しております。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願ひしま す。</p>

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 4 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号利用権設定関係 4 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員着席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に利用権設定関係 5 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 5 番朗読】</p> <p>この案件につきましては、経営移譲に伴います後継者への使用貸借案件となっております。そのため、図面は省略をさせていただいております。なお、農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p>

	以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 5 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 5 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 6 番及び 7 番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	【議案第 1 号利用権設定関係 6 番及び 7 番朗読】 6 番及び 7 番でございますが、どちらも経営移譲に伴います後継者への使用貸借案件となっております。そのため、図面は省略させていただいております。なお、どちらも農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。 ご審議のほどお願いいたします。 以上でございます。
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 6 番及び 7 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。

委員	<p>これより議案第1号利用権設定関係6番及び7番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員退席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に利用権設定関係8番及び9番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第1号利用権設定関係8番及び9番朗読】</p> <p>8番9番共に新規案件となっております。図面につきましては、6ページと7ページに掲載しております。なお、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないこと確認しております。</p> <p>ご審議のほどお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係8番及び9番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p>

委員	<p>これより議案第1号利用権設定関係8番及び9番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員着席、〇〇委員退席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和3年12月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第2号所有権移転関係1番朗読】</p> <p>この件につきましては、今年まで利用集積にて賃貸借を行っていた農地の所有権移転となっております。そのため、図面につきましては、省略しております。なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用</p>

	<p>形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員着席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に所有権移転関係 2 番及び 3 番について、譲受人が同一ですの で、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第 2 号所有権移転関係 2 番及び 3 番朗読】 2 番及び 3 番の案件につきましては、今年までの利用集積にて賃貸 借を行っておりました農地の所有権移転となっております。そのた め、図面は省略をさせていただきます。 また、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に全て適合している ことを確認しております。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用 形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>

石田会長	これより所有権移転関係 2 番及び 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号所有権移転関係 2 番及び 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (〇〇委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に所有権移転関係 4 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	【議案第 2 号所有権移転関係 4 番朗読】 この案件につきましても、本年まで利用集積にて賃貸借を行っていた農地の所有権移転となっております。そのため、図面につきましては省略しております。なお、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項に全て適合していることを確認しております。 以上でございます。
石田会長	この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 4 番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号所有権移転関係4番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。
	(〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に所有権移転関係5番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	【議案第2号所有権移転関係5番朗読】 この件につきましても、今年まで利用集積にて賃貸借を行っていた農地の所有権移転となっております。そのため、図面につきましては、省略しております。なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。 以上でございます。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係5番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。

委員	<p>これより議案第2号所有権移転関係5番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第2号利用権設定関係1番朗読】</p> <p>この件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、引き続き後継者への賃貸借を行うという案件となっております。なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主の経営移譲に伴い、借主の父が契約していた残期間を同一条件で再契約するものです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。</p>

	事務局。
石川主幹	<p>【議案第2号利用権設定関係2番朗読】</p> <p>この件につきましても、後継者への経営移譲に伴い、引き続き後継者への賃貸借を行うという案件となっております。なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主の経営移譲に伴い、借主の父が契約していた残期間を同一条件で再契約するものです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第2号利用権設定関係3番朗読】</p> <p>この件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となります。図面につきましては、8ページに掲載しております。</p> <p>11月26日に第5地区農業委員により、あっせん会が行われております。なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合</p>

	<p>していることを確認しております。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係4番及び5番について、貸主借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第2号利用権設定関係4番及び5番朗読】 4番につきましては、借主の規模拡大伴います新規案件でございます。図面につきましては、9ページに掲載しております。 11月26日に第5地区農業委員によりあっせん会が行なわれております。なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合していることを確認しております。 5番につきましては、農地更新に係る案件となっております。 12月8日に第5地区農業委員により、あっせん会が行われております。なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合していることを確認しております。 以上でございます。</p>

石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係4番及び5番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係4番及び5番について採決しま す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで、コロナ対策といたしまして、換気を行いたいと思いま すので、あちらの時計で2時35分まで休憩といたしますので、よろしく お願いいたします。
	(換気・休憩)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 (午後2時35分)
	次に利用権設定関係6番及び7番について、貸主が同一ですので、 一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	【議案第2号利用権設定関係6番及び7番朗読】 この2件につきましては、農地更新に係る案件となっております。 12月10日に第4地区農業委員により、あっせん会が行われており ます。 なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合してい ることを確認しております。

	<p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 6 番及び 7 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 6 番及び 7 番について採決します。</p>
	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 8 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 8 番朗読】 この件につきましても、農地更新に係る案件となっております。1 2 月 9 日に第 4 地区農業委員により、あっせん会が行われております。</p>
	<p>なお、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。</p>
	<p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 8 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 8 番について採決します。</p>
	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 9 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>

石川主幹	<p>【議案第2号利用権設定関係9番朗読】</p> <p>この件につきましても、農地更新に係る案件となっております。12月10日に第4地区農業委員により、あっせん会が行われております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	これより利用権設定関係9番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。
	これより議案第2号利用権設定関係9番について採決します。
	本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。
	次に利用権設定関係10番について、提案理由の説明を求めます。
	事務局。
石川主幹	<p>【議案第2号利用権設定関係10番朗読】</p> <p>この件につきましても、農地更新に係る案件となっております。12月10日に第4地区農業委員により、あっせん会が行われております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	これより利用権設定関係10番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。
	これより議案第2号利用権設定関係10番について採決します。
	本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 1 1 番朗読】 この件につきましても、農地更新に係る案件となっております。1 2 月 9 日に第 4 地区農業委員により、あっせん会が行われておりま す。 なお、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項にすべて適合してい ることを確認しております。 以上でございます。</p>
石田会長	これより利用権設定関係 1 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 1 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 1 2 番朗読】 この件につきましても、農地更新に係る案件となっております。1 2 月 9 日に第 4 地区農業委員により、あっせん会が行われておりま す。 なお、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項にすべて適合してい ることを確認しております。 以上でございます。</p>
石田会長	これより利用権設定関係 1 2 番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係12番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係13番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	【議案第2号利用権設定関係13番朗読】 この件につきましても、農地更新に係る案件となっております。1 2月10日に第4地区農業委員により、あっせん会が行われておりま す。 なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合してい ることを確認しております。 以上でございます。
石田会長	これより利用権設定関係13番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係13番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定によ り、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (〇〇委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。

石川主幹	<p>次に利用権設定関係 1 4 番及び 1 5 番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p> <p>【議案第 2 号利用権設定関係 1 4 番及び 1 5 番朗読】 1 4 番、1 5 番につきましても、農地更新に係る案件となっております。1 2 月 1 0 日に第 4 地区農業委員により、あっせん会が行われております。 なお、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 1 4 番及び 1 5 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 1 4 番及び 1 5 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員着席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係 1 6 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 1 6 番朗読】 この件につきましても、農地更新に係る案件となっております。1 2 月 9 日に第 4 地区農業委員により、あっせん会が行われております。 なお、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項にすべて適合してい</p>

	<p>ることを確認しております。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 16 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 16 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 17 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 17 番朗読】 この件につきましても、農地更新に係る案件となっております。第 5 地区農業委員により、12 月 1 日にあっせん会が行われております。 なお、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 17 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 17 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 18 番について、提案理由の説明を求めます。</p>

	事務局。
石川主幹	<p>【議案第2号利用権設定関係18番朗読】</p> <p>この件につきましても、農地更新に係る案件となっております。第5地区農業委員により、12月1日にあっせん会が行われております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	これより利用権設定関係18番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。
	これより議案第2号利用権設定関係18番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係19番から21番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。
	事務局。
石川主幹	<p>【議案第2号利用権設定関係19番から21番朗読】</p> <p>この3件につきましても、農地更新に係る案件となっております。第5地区農業委員により、12月1日にあっせん会が行われております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	これより利用権設定関係19番から21番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係19番から21番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係22番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第2号利用権設定関係22番朗読】</p> <p>この件につきましても、農地更新に係る案件となっております。第5地区農業委員により、12月1日にあっせん会が行われております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係22番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係22番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係23番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第2号利用権設定関係23番朗読】</p> <p>この件につきましても、農地更新に係る案件となっております。第5地区農業委員により、12月8日にあっせん会が行われております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合してい</p>

	<p>ることを確認しております。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 2 3 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 2 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 2 4 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 2 4 番朗読】 この件につきましても、農地更新に係る案件となっております。第 5 地区農業委員により、1 2 月 1 日にあっせん会が行われております。 なお、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 2 4 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 2 4 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 2 5 番及び 2 6 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p>

	事務局。
石川主幹	<p>【議案第2号利用権設定関係25番及び26番朗読】</p> <p>この2件につきましても、農地更新に係る案件となっております。第5地区農業委員により、12月1日にあっせん会が行われております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	これより利用権設定関係25番及び26番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。
	これより議案第2号利用権設定関係25番及び26番について採決します。
	本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。
	暫時休憩とします。
	(〇〇委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
	次に利用権設定関係27番について、提案理由の説明を求めます。
	事務局。
石川主幹	<p>【議案第2号利用権設定関係27番朗読】</p> <p>この件につきましても、農地更新に係る案件となっております。第5地区農業委員により、12月1日にあっせん会が行われております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合してい</p>

	<p>ることを確認しております。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 27 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 27 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員着席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 15 条第 1 項及び同条第 2 項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和 3 年 12 月 24 提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第 3 号 1 番説明朗読】</p> <p>この案件につきましては、申出者が既に貸し付けを行っておりました農地を既存の借主へ売買を行いたいというものでございます。</p> <p>あっせんの申し出を受けまして、12 月 8 日に第 5 地区農業委員さんによりあっせん会を行った結果、農業公社の農地売買支援事業を活用し、買受希望者において購入をしたいと申し出があり、買入協定要請が適当となったところでございます。</p>

	<p>なお、買受予定者につきましては、豊里地区の〇〇氏となっております。図面については、10ページに掲載しております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより議案第3号1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番から3番について、譲受人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
見延主事	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和3年12月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p>
石川主幹	<p>【議案第4号所有権移転関係1番から3番朗読】</p> <p>この1番から3番までの3件につきましては、先月の総会におきま</p>

	<p>してご承認いただいた案件でございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 1 番から 3 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 4 号所有権移転関係 1 番から 3 番について採決しま す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第 1 号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
石川主幹	<p>報告第 1 号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則 (平成 20 年農業委員会規則第 1 号) 第 18 条の規定により、会長専 決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和 3 年 1 2 月 2 4 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【報告第 1 号朗読】 以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いた しました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 3 時 13 分)</p>